

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	係員の職務	70	9.5	主事	61	70	9.5	係員級			
				技師	1						
				司書	1						
				保育士	7						
				計	70						
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	84	11.4	主事	60	84	11.4	係員級			
				技師	4						
				保健師	2						
				社会福祉士	1						
				司書	2						
				書記	2						
				教諭	1						
				保育士	12						
				計	84						
3級	1 主査の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	122	16.6	主査	84	122	16.6	係員級			
				教諭	3						
				保育士	32						
				児童厚生員	3						
				計	122						
4級	1 課長補佐、主幹、係長、専門員、施設長及び施設長を補佐する職務 2 困難な業務を所掌する主査の職務	280	38.1	係長	66	280	38.1				
				専門員	72						
				主任保育士	12						
				保育士	8						
				主任児童厚生員	4						
				主任教諭	1						
				支援員	1						
				指導主事	4						
				主幹	41				41	5.6	主幹級
				課長補佐	52				71	9.7	課長補佐級
				室長補佐	6						
				館長補佐	2						
				次長	5						
				所長・館長	5						
				副館長	1						
計	280										
5級	1 課長、担当課長及び課参事の職務 2 総括的な業務を所掌し、又は困難な業務を所掌する課長補佐、施設長及び施設長を補佐する職務	127	17.3			0	0.0	係長級			
						0	0.0	主幹級			
				課長補佐	41	65	8.9	課長補佐級			
				室長補佐	3						
				館長補佐	1						
				次長	2						
				所長・館長	10						
				副所長・副園長・副館長	8						
課参事	17	17	2.3	課参事級							

				課長	6			
				担当課長	2			
				主任管理主事	2			
						10	1.4	担当課長級
				課長	22			
				室長	2			
				所長・園長・館長	10			
				室次長	1			
						35	4.8	課長級
				計	127			
6級	1 部次長の職務 2 困難な業務を所掌する課長、担当課長及び課参事の職務 3 特に困難な業務を所掌する施設長の職務	39	5.3	課長	25			
				室長	1			
				所長	1			
				局長	1			
				局長	5			
				次長	4			
				支所長	1			
				会計管理者	1			
				計	39			
						11	1.5	部次長級
7級	1 部長及び参事の職務 2 困難な業務を所掌する部次長の職務	10	1.4	部長	7			
				局長	1			
				支所長	1			
				市参事	1			
				計	10			
						10	1.4	部長級
8級	困難な業務を所掌する部長及び参事の職務	2	0.3	部長	2			
	合計	734	100.0	計	2			
						2	0.3	部長級

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	1	10.0	校務員	1
				計	1
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度な業務を行う労務職員の職務	4	40.0	調理員	3
				校務員	1
				計	4
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 困難な業務を行う労務職員の職務 3 労務職員の主任の職務	2	20.0	技能員	1
				自動車運転士	1
				計	2
4級	1 技能職員の主任の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の主任の業務	3	30.0	主任技能員	1
				自動車運転士	1
				主任自動車運転士	1
	計	3			
5級	技能職員又は労務職員を直接指揮監督する者	0	0.0	計	0
	合計	10	100.0		